

熊谷市情報公開条例

平成17年条例第10号

(目的)

第1条 この条例は、市民の知る権利の保障に資する情報の公開を請求する権利を保障し、市の諸活動について市民に説明する責務を明らかにすることにより、市民の市政への参加を促進し、市政の公正な執行と市政に対する市民の信頼を確保し、もって開かれた市政のより一層の推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
- (2) 情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、磁気テープ等であつて、決裁、供覧等の手続が終了し、実施機関において管理しているものをいう。
- (3) 情報の公開 実施機関がこの条例の定めるところにより、情報を閲覧に供し、又はその写しを交付することをいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、市民の情報の公開を請求する権利が保障されるように、この条例を解釈し、運用するものとする。

2 実施機関は、情報の公開に当たっては、個人に関する情報を最大限に保護しなければならない。

(利用者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより情報の公開を受けたものは、これによって得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

(情報の公開を請求できるもの)

第5条 次に掲げるものは、実施機関に対して、情報の公開(第5号に掲げるものにあつては、そのものの利害関係に係る情報の公開に限る。)を請求することができる。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者

(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの

(情報の公開の請求方法)

第6条 前条の規定により情報の公開を請求しようとするものは、当該請求に係る情報を管理している実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)

(2) 公開の請求に係る情報の件名又は内容

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関の定める事項

2 実施機関は、請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの(以下「請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めなければならない。この場合において、実施機関は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(情報の原則公開)

第7条 実施機関は、前条第1項の規定による情報の公開の請求(以下「公開請求」という。)があつた場合は、公開請求に係る情報に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非公開情報」という。)が含まれているときを除き、請求者に当該情報を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令、条例等の定めるところにより、何人でも閲覧することができる情報

イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報

ウ 公務員の職務の遂行に当たって記録された当該公務員に関する

情報であつて、公開することが公益上必要であると認められるもの

エ 法令、条例等の定めるところにより行われた許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報であつて、公開することが公益上必要であると認められるもの

(2) 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位、社会的地位その他正当な利益が損なわれるおそれがあると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

- ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要であると認められる情報
 - イ 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の財産又は生活を保護するため、公開することが必要であると認められる情報
 - ウ ア又はイに掲げる情報に準ずる情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの
- (3) 市の機関内部若しくは機関相互又は市の機関と国等(国、他の地方公共団体及び公共的団体をいう。以下同じ。)の機関との間における審議、検討、調査、研究等の意思決定過程における情報であって、公開することにより、公正かつ適正な意思決定に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるもの
- (4) 市の機関又は国等の機関が行う検査、監査、取締りの計画、争訟及び交渉の方針、試験の問題、職員の身分取扱いその他の事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業の目的が損なわれるおそれがあると認められるもの、特定のものに不当な利益若しくは不利益が生ずるおそれがあると認められるもの、関係当事者間の協力関係若しくは信頼関係が損なわれるおそれがあると認められるもの又は当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正かつ適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるもの
- (5) 市の機関と国等の機関との間における協議、依頼等により作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれがあると認められるもの
- (6) 公開することにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められる情報
- (7) 法令又は条例の定めるところにより、明らかに公開することができないとされている情報
- (8) 法令の規定に基づき、主務大臣等から公開しないように指示のあった情報
- 2 実施機関は、公開請求に係る情報に非公開情報が含まれている場合において、その部分を容易に、かつ、公開請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、その部分を除いて当該情報を公開しなければならない。

3 実施機関は、非公開情報であっても、期間の経過により非公開情報に該当しなくなったときは、当該情報を公開しなければならない。

(公開請求に対する決定等)

第8条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求を受けた日から起算して15日以内に、公開請求に対する公開の可否の決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項の決定をしたときは、請求者に対し、速やかに当該決定の内容を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の決定をする場合において、情報の公開をしない旨の決定(前条第2項の規定により、公開請求に係る情報の一部を公開しない場合の決定を含む。以下「非公開決定」という。)をしたときは、前項の書面にその理由を記載しなければならない。この場合において、当該情報が期間の経過により公開でき、かつ、その期日が明示できるときは、その期日を併せて記載しなければならない。

4 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、公開請求を受けた日から起算して60日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、速やかに当該延長の理由及び決定できる期間を書面により通知しなければならない。

5 実施機関は、第1項の決定をする場合において、当該決定に係る情報に市以外の第三者に関する情報が含まれているときは、あらかじめ当該第三者の意見を聴くことができる。

(情報の公開の実施及び方法)

第9条 実施機関は、前条第1項の規定により情報の公開をする旨の決定をしたときは、請求者に対し、速やかに当該情報の公開をしなければならない。

2 情報の公開の実施は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。ただし、閲覧の方法により行う場合にあつては、実施機関は、当該情報の保存に支障が生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しによりこれを行うことができる。

(1) 文書、図画及び写真 閲覧又は写しの交付

(2) 磁気テープ等 当該磁気テープ等から通常の方法により印字装置を用いて出力したものの閲覧又は写しの交付

(不服申立てがあった場合の手續)

第10条 実施機関は、第8条第1項の決定について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあった場合は、当該不服申立てが明らかに不適法であることを理由として却下するとき又は非公開決定を取り消すときを除き、遅滞なく熊谷市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して当該不服申立てについての決定を行わなければならない。

(情報の任意的公開)

第11条 実施機関は、第5条の規定により情報の公開を請求することができるもの以外のものから情報の公開の申出があった場合は、これに応ずるよう努めるものとする。

(手数料等)

第12条 情報の公開に係る手数料は、次のとおりとする。

(1) 第5条各号に掲げるものが、第6条の規定により請求する場合 無料

(2) 前条の規定により申出をする場合 情報1件(決裁、供覧等の手続を一にするものをいう。)につき 200円

2 この条例の定めるところにより情報の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

3 前2項の手数料等は、情報の公開の際、これを徴収する。

(市政に関する情報の整備等)

第13条 実施機関は、市政に関する情報の整備その他この条例による情報公開制度の充実発展を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

2 実施機関は、前項の規定により情報公開制度の改善の施策を立案し、及び実施するに当たっては、熊谷市情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴くものとする。

(検索資料の作成等)

第14条 実施機関は、情報を検索するために必要な資料を作成し、閲覧に供するものとする。

(実施状況の公表)

第15条 市長は、毎年度、この条例による情報の公開の実施状況を公表するものとする。

(情報提供の充実)

第16条 実施機関は、この条例の定めるところにより情報の公開をするほか、市政に関する情報を市民に積極的に提供するよう努めなければならない。

(他の制度等との調整)

第17条 この条例は、法令又は他の条例の定めるところにより、情報の閲覧若しくは縦覧又は情報の謄本、抄本等の交付を受けることができる場合については、適用しない。

2 この条例は、前項に規定するもののほか、図書館等の施設において、市民の利用に供することを目的として管理している図書等については、適用しない。

(出資法人等への要請)

第18条 市長は、市が出資している法人等で規則で定めるものに対し、この条例に基づく市の施策に準じた措置を講ずるよう要請するものとする。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(適用)

2 この条例は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に実施機関が作成し、又は取得した情報について適用する。

3 前項の規定にかかわらず、この条例は、合併前の熊谷市、大里町及び妻沼町から承継された情報(次項及び第5項においてこれらを「承継情報」という。)については、適用しない。

(承継情報の任意的公開)

4 実施機関は、承継情報の公開の申出があったときは、これに応ずるよう努めるものとする。

5 第12条の規定は、前項の規定による承継情報の公開について準用する。この場合において、同条第1項第1号中「第6条の規定により請求する」とあるのは「附則第4項の規定により申出をする」と、同項第2号中「前条」とあるのは「第5条各号に掲げるもの以外のものが、附則第4項」と読み替えるものとする。

(経過措置)

6 この条例の施行の日の前日までに、合併前の熊谷市情報公開条例(平成11年熊谷市条例第22号)、大里町情報公開条例(平成13年大里町条例第7号)又は妻沼町情報公開条例(平成13年妻沼町条例第6号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(江南町の編入に伴う経過措置)

- 7 この条例は、編入前の江南町及び解散前の熊谷地区消防組合から承継された情報で、平成17年10月1日以後に編入前の江南町情報公開条例(平成13年江南町条例第8号。第9項及び第11項において「編入前の江南町条例」という。)及び解散前の熊谷地区消防組合情報公開条例(平成13年熊谷地区消防組合条例第3号。第9項及び第11項において「解散前の熊谷地区消防組合条例」という。)に規定する実施機関が作成し、又は取得したものについて適用する。
- 8 この条例は、解散前の荒川南部環境衛生一部事務組合から承継された情報(次項及び第10項において「承継荒川南部環境衛生一部事務組合情報」という。)については、適用しない。
- 9 実施機関は、編入前の江南町及び解散前の熊谷地区消防組合から承継された情報で、平成17年10月1日前に編入前の江南町条例に規定する実施機関が作成し、又は取得したもの(次項において「承継江南町情報」という。)及び解散前の熊谷地区消防組合条例に規定する実施機関が作成し、又は取得したもの(次項において「承継熊谷地区消防組合情報」という。)並びに承継荒川南部環境衛生一部事務組合情報について公開の申出があったときは、これに応ずるよう努めるものとする。
- 10 第12条の規定は、前項の規定による承継江南町情報、承継熊谷地区消防組合情報及び承継荒川南部環境衛生一部事務組合情報について準用する。この場合において、同条第1項第1号中「第6条の規定により請求する」とあるのは「附則第9項の規定により申出をする」と、同項第2号中「前条」とあるのは「第5条各号に掲げるもの以外のものが、附則第9項」と読み替えるものとする。
- 11 江南町の編入の日の前日までに、編入前の江南町条例又は解散前の熊谷地区消防組合条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年12月27日条例第68号)

この条例は、平成19年2月13日から施行する。